

CONTENTS

page

- | | |
|---|---|
| <p>1 平成29年度「過労死等の労災補償状況」
精神疾患の労災は過去最多</p> <p>2 特集 マイナンバーの利用が進む！
社会保険の手続きはどう変わる？</p> <p>4 TOPICS
●無期転換の申し込みをした労働者の割合は？
●オランダの「時間貯蓄制度」は日本でも現実的？</p> | <p>5 法改正予定一覧</p> <p>6 働き方改革で、こう変わります！
フレックスタイム制はどう変わる？</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室
パートタイマーに
通勤手当を支給しないのは違法？</p> <p>8 ちょっと教えて！ 老齢年金
年金受給中に必要となる手続きとは？</p> <p>8 労務ひとこと
人手不足への対応。IT化がカギ？</p> |
|---|---|

平成29年度「過労死等の労災補償状況」 精神疾患の労災は過去最多

厚生労働省は7月6日、「過労死等の労災補償状況」を取りまとめ公表しました。

平成29年度の精神障害（メンタルヘルス疾患）における労災補償の請求件数は1,732件で前年度比146件の増、支給決定件数は506件で前年度比8件増となり、ともに過去最高を更新しました（グラフ参照）。支給決定された件数のうち自殺（未遂を含む）は98件でした。

支給決定件数を年齢別にみると「40～49歳」が最多で158件、次いで「30～39歳」が131件でした。

パワハラや仕事内容の変化が原因

精神障害について支給決定された発

症の原因では「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、または暴行を受けた」が88件で最も多く、次いで「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（64件）、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（63件）などとなっています。

自殺に絞ってみると「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」が最多で21件、次いで「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、または暴行を受けた」（12件）、「2

週間以上にわたって連続勤務をおこなった」（11件）となっています。

業種では「道路貨物運送業」「医療業」など、職種では「一般事務」「自動車運転」などにおいて支給決定件数が多くなっています。

精神障害に係る労災請求・支給決定件数の推移

